

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年9月7日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君 2 番 長 沢 正 君

3 番 中 島 弘 道 君 4 番 青 木 敬 博 君

5 番 井 戸 清 司 君 6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 6名

議 長 宮 崎 雅 薫 君 副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 鈴 木 絢 子 君 議 員 佐 藤 龍 彦 君

〃 杉 本 憲 也 君 〃 篠 原 峰 子 君

○オブザーバー 3名

議 員 石 島 茂 雄 君 議 員 四 宮 和 彦 君

〃 重 岡 秀 子 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長 富 岡 勝 局長補佐 中 井 智 実

係 長 福 王 雅 士 主 査 野 田 昌 伸

主 事 野 中 みず季

○会議に付した事件

1 市議会9月定例会最終日の運営について

(1) 採決の方法について

(2) その他

2 その他

(1) 記念撮影について

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長(青木敬博君)開会する。

○委員長(青木敬博君)日程第1、市議会9月定例会最終日の運営についてを議題とする。(1) 採決の方法について及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）(1) 採決の方法についてから説明する。資料1ページ及び2ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例6件、単行2件、補正予算3件、各会計決算10件、請願1件、合計22件である。本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第6号 伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例、市議第7号 伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、市議第8号 伊東市競輪事業収益金活用基金条例及び市議第15号 令和5年度伊東市土地取得特別会計補正予算（第1号）、以上、条例3件及び特別会計補正予算1件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。4件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分け、まず、市議第6号、市議第7号及び市議第8号の条例3件を一括で、続いて、市議第15号の補正予算1件をそれぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第16号 令和5年度伊東市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第9号 伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、市議第10号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び市議第11号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上、条例3件については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。3件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、3件一括で挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第14号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第3号）については、いずれも全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、決算等であるが、まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市認第7号 令和4年度伊東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、市認第8号 令和4年度伊東市土地取得特別会計歳入歳出決算、市認第9号 令和4年度伊東市霊園事業特別会計歳入歳出決算及び市認第11号 令和4年度伊東市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上、特別会計決算4件については、いずれも全会一致で認定すべしとの決定である。4件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は4件一括で挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市認第6号 令和4年度伊東市競輪事業特別

会計歳入歳出決算、市議第12号 令和4年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、市認第13号 令和4年度伊東市下水道事業会計決算、市議第13号 令和4年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び市認第14号 令和4年度伊東市水道事業会計決算、以上、特別会計決算1件、単行議案2件及び企業会計決算2件については、いずれも全会一致で認定または原案を可決すべしとの決定である。5件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は3つに分けて、まず、市認第6号の1件を、次に市議第12号及び市認第13号の2件を一括で、最後に、市議第13号及び市認第14号の2件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市認第10号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算及び市認第12号 令和4年度伊東市病院事業会計決算、以上、特別会計決算1件及び企業会計決算1件については、いずれも全会一致で認定すべしとの決定である。2件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、2件一括で挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市認第5号 令和4年度伊東市一般会計歳入歳出決算については、各常任委員会において、いずれも全会一致で認定すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、従来例に倣い、起立採決による決定をお願いする。

最後に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、請願第1号 伊東市新図書館建設事業の見直しを求める請願については、賛成少数で不採択とすべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、留保されている少数意見報告に続き、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。なお、昨日までに、本請願の賛成署名者として103人分の署名簿が追加提出され、代表を含む総合計で1,604人となったことを報告する。また、この請願に対する委員会の審査報告は不採択であるので、不採択とすることに賛成の方の挙手を求める形となり、採決における賛否の意思表示は、不採択ならば挙手し、採択ならば挙手しないこととなるので、ご注意を願う。

(2) その他について、1点申し上げる。討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出するようお願いする。

以上で、市議会9月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご審議のほどをお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他での討論の通告について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり了承願う。

そのほか、9月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会9月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、その他を議題とする。(1) 記念撮影について及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）2 その他(1) 記念撮影についてから説明する。8月23日付の文書にて、議長から議員各位へお知らせしたとおり、9月8日（金）、9月定例会終了後、庁舎西側玄関エントランスホールの階段において、市長をはじめ、当局にも協力をいただき、記念撮影を行いたいと存ずる。撮影の際は、上着、ネクタイの着用をお願いする。

最後に、(2) その他であるが、事務局からはない。

以上で、2 その他の説明を終わる。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 記念撮影について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

記念撮影については、説明のとおり実施されるので、よろしくご承知願う。

○委員長（青木敬博君）次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。発言を許す。

○5番（井戸清司君）先日の、請願法と地方自治法の関係の区別の仕方についてであるが、先日の話では、請願法と地方自治法があり、地方自治法が特別法となることから、今回の請願に関しては地方自治法のほうの関係で、受理をしたというような答弁であった。請願法という法律と地方自治法という法律があり、確かに2つとも法律であるが、地方自治法が特別法となり、その請願の要件というのは、請願法に基づく部分を補完しているのが地方自治法ではないのかという話である。そこについては、どのように考えているか。

○事務局長（富岡 勝君）請願法の第1条において、「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」と記載されている。具体的には地方自治法のほうで規定をされているので、そちらが特別法という形になる。

○委員長（青木敬博君）暫時休憩する。

午前10時12分休憩

午前10時28分再開

○委員長（青木敬博君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

○委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和5年9月7日（木）午前10時28分（会議時間12分）

以上の記録を認める。

令和5年9月7日

委員長 青 木 敬 博